

《市外の地域密着型通所介護を利用する場合の注意点》

地域密着型通所介護は原則としてその所在地自治体の被保険者の利用に限られます。ただし、利用に関する協定を結んでいる自治体(本ホームページでは「提携している自治体」と表記)にある事業所の場合は、市内の事業所と同様の利用が可能です。

提携している自治体	武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、練馬区
-----------	-------------------------

上記以外の自治体は利用に関する協定を結んでいません(本ホームページでは「提携していない自治体」と表記)ので、それらの自治体にある事業所を利用する場合は事前に西東京市を通して所在地自治体の同意を得る必要があります。同意がないまま利用してしまうと、介護保険の適用ができず、全額自己負担になる場合がありますのでご注意ください。

※提携している自治体、提携していない自治体のいずれの場合でも市外事業所が西東京市の指定を受けるための手続きを別途行う必要があります。